明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令（経済産業七二）　一

〔告　示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一六五）　八
○第二十八回特別給付金国庫債券の様式の要項を定める件（同一六六）　二

〔公　告〕
諸事項
官庁
　基本測量関係事項関係　三
裁判所
　破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
　弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、日本弁護士連合会公示送達・裁決、企業年金基金設立関係　二六
地方公共団体
　行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、高圧ガス保安法に基づく指定保安検査機関の指定関係　二六
会社その他
　会社決算公告　三

省令

経済産業省令第七十二号

不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十六条第一項及び第三項並びに第十七条の規定に基づき、不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年五月三十日

経済産業大臣　林　幹雄

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令の一部を改正する省令

不正競争防止法第十六条第一項及び第三項並びに第十七条に規定する外国の国旗又は国の紋章その他の記章及び外国の政府若しくは地方公共団体の監督用若しくは証明用の印章又は記号並びに国際機関及び国際機関を表示する標章を定める省令（平成六年通商産業省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二中カナダの項に次のように加える。

二十二　外国紋章

